

## 令和8年度第1回 徳島地方最低賃金審議会 議事要旨

### 1 開催日時、場所

日時 令和8年6月29日（月） 午前9時32分～午前10時50分

場所 あわぎんホール5F 会議室6 （徳島市藍場町2丁目14番地）

### 2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

### 3 議事要旨

（1）事務局より、委員紹介に併せて第55期徳島地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）の会長は段野委員、会長代理は稲倉委員が昨年度選出済である旨紹介された。

（2）事務局より、本審に対し徳島県最低賃金の改正決定と徳島県特定最低賃金の改正の必要性について諮問が行われ、経緯と基礎資料の説明がなされた。

（3）諮問を受けて、労使各側委員から、審議に当たっての基本的な主張が述べられた。

労側委員からは、物価上昇により生活改善の実感に乏しいこと、一昨年的大幅引上げの影響等踏まえつつ政府が掲げる目標に向けた賃上げを実現したいこと、法定発効に向けて知恵を出したいこと、春闘の賃上げ率も大手と中小とで格差が存在していることや可処分所得の確保や組織されていない方々へ賃上げの恩恵を広げていくことを踏まえ、最低賃金引上げの意義は大きいと考えていること、県内大学生のアンケート調査結果を踏まえ、若者の県内定着も目標に審議したいことなどが述べられた。

使側委員からは、データに基づく審議を重視したいこと、物価上昇に中東情勢も加わり労使両者にとってより厳しい状況の中でどれだけ上げられるか議論したいこと、法の趣旨・生計費でいえば生活保護基準なども含め比較検討したいこと、発効日は昨年の徳島の審議は一昨年来の徳島ならではの特性のある過程をしっかりと議論しており本年度も議論したいこと、政府の目標は労働生産性の継続的向上が前提にあり生産性が向上してこそ賃上げという部分も否めないと考えることなどが述べられた。

(4) 徳島県最低賃金専門部会と改正の申出があった特定最低賃金(※)の専門部会の設置が決定された。関連して、事務局より、各専門部会の委員推薦に係る公示と、県内関係労使からの意見聴取に係る公示を行いたい旨説明された。

※「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」と「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」。なお、「造作材」に関しては、改正の申出がなされなかった旨、事務局より補足がなされた

(5) 審議日程など、運営に関する細目を調整する小委員会(あり方に関する検討小委員会)について、本年度は設置せず、本審において調整する旨、決定された。

(6) 徳島県最低賃金(以下「地賃」という。)と上記の特定最低賃金(以下「特賃」という。)の審議日程が審議され、当面、次のとおりとされた。

|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 第2回本審(目安の伝達、県内関係労使の意見聴取) | 7月27日(月) 午前9時30分  |
| 第1回地賃専門部会(具体の金額審議。以下同じ)  | 同日午前11時00分        |
| 第2回地賃専門部会                | 7月30日(木) 午前10時00分 |
| 第3回地賃専門部会                | 8月3日(月) 午前10時00分  |
| 第4回地賃専門部会                | 8月6日(木) 午前9時30分   |
| 第3回本審(地賃答申)              | 同日午前11時00分        |
| 第4回本審(異議審)               | 8月24日(木) 特賃専門部会後  |
| ---                      |                   |

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 第1回特賃合同専門部会           | 8月24日(月) 午前を予定 |
| 第4回本審(特賃改正必要性答申、金額諮問) | 同日特賃専門部会後      |

関連して、労側委員より、本年度は会場が外部になるということだが、何時開始の何時終わりが決まっているのか、審議が途中で終わることがないように、十分な時間を確保できる会場設定をお願いしたい旨意見が述べられた。

事務局より、予約状況により異なってくるため、別途お知らせする旨回答された。

(7) 委員による実地視察について、事務局より、従前の慣行では、地賃適用の事業場と特賃適用の事業場とを交互に対象としてきたが、昨年度は一昨年度の地賃の大幅引上げにかんがみて2年連続で地賃適用の事業場を対象としたことの説明等がなされた。

結果、今年度は特賃適用の事業場を選定する方向で調整を進めることとされた。

(8) 本審への要請書等の取扱いその他申合せ事項については、以下のとおりとされた。

・要請書等は、県内関係労使の意見聴取を予定する第2回本審において紹介する

- ・地賃と特賃それぞれの専門部会で公労使全会一致となった場合、最低賃金法に基づく最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用する（専門部会の決議をもって本審の決議とする）が、地賃の答申は、地賃専門部会に引き続き開催される本審において行う
- ・特賃に関しては、改正の必要性和金額改正の2つの審議を行うことから、本審と特賃専門部会を同日開催し、審議を効率化する

#### 4 次回開催

令和8年7月27日（月）、午前9時30分から第2回本審、本審終了後に第1回地賃専門部会（会場はいずれもパークウェストンホテルのアニエスルーム）を、それぞれ開催することとされた。

なお、昨年度の様に中央最低賃金審議会の目安答申がなされていない場合も、第2回本審は開催するが第1回地賃専門部会は事前に連絡調整することとされた。

以上